



2010年度 5月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

# 3級 保険顧客

## 資産相談業務

実施日 2010年5月23日(日)

試験時間 13:30～14:30(60分)

### 注 意

1. 受検すべき試験の問題用紙と解答用紙が配付されているかどうかをご確認のうえ、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください(「問題用紙左上部の試験名の略称」と「解答用紙左上部の試験名の略称」の一致により確認できます)。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 中途退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

この試験の模範解答は5月23日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/fp/list/fp/answer>)

6月30日(予定)に受検者全員に合否通知書を発送するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)

解答にあたっての注意

- 1．問題は【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．各問について答を1つ選び，その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（36歳）は、大学卒業後、電機メーカーX社に就職したが、26歳の時に現在勤務しているY社に転職した。

Aさんは、昨年10月、「ねんきん定期便」を受け取った。「ねんきん定期便」には、年金加入履歴等が詳細に示されており、Aさんの場合、国民年金保険料の未納期間があるとの表示がある。Aさんは、将来、自分の公的年金がどのくらい支給されるかなど、公的年金制度の概要について知りたいと思っている。そこで、Aさんは懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

なお、Aさんの「ねんきん定期便」の記載内容（一部抜粋）は、以下のとおりである。

< Aさんの「ねんきん定期便」（一部抜粋） >

この「ねんきん定期便」は、平成21年8月7日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

基礎年金番号	xxxx-123456	生年月日	昭和48年10月30日
--------	-------------	------	-------------

番号	加入制度	お勤め先の名称等	資格取得年月日	資格喪失年月日	加入月数
1	国年	第1号被保険者	平成 5.10.29	平成 8. 4. 1	30
2	厚年	X 株式会社	平成 8. 4. 1	平成12.10. 1	54
3	厚年	Y 株式会社	平成12.10.15		106

国民年金								厚生年金保険		船員保険		年金加入 期間合計 (未納月数を除く)
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
0	12	0	0	0	0	0	12	160 ( 0 )	160 ( 0 )	0	0	172
国民年金被保険者期間 における未納月数			18	付加保険料納付月数			0					

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、「ねんきん定期便」に表示されている「国民年金被保険者期間における未納月数」について説明した。MさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句等の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

) 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者や学生等は、( )として国民年金に加入することが義務付けられている。なお、日本国内に住所を有する20歳以上の大学生に対して国民年金への加入が義務付けられたのは、( )からである。

) 国民年金の保険料は、( )年前までの未納期間の保険料に限り、さかのぼって納付することができる。Aさんの場合、平成21年8月7日時点において、保険料未納期間は10年以上前であり、当該期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

- |    |         |           |   |
|----|---------|-----------|---|
| 1) | 第1号被保険者 | 平成3年4月1日  | 2 |
| 2) | 第1号被保険者 | 平成12年4月1日 | 3 |
| 3) | 第3号被保険者 | 昭和61年4月1日 | 3 |

《問2》 Aさんが65歳になるまで厚生年金保険の被保険者としてY社に勤務し、65歳から老齢基礎年金を受給するとした場合、Aさんが65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額は、次のうちどれか。なお、老齢基礎年金の年金額は、平成21年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づいて計算することとする。

- 1)  $792,100円 \times \frac{450}{480} = 742,600円$
- 2)  $792,100円 \times \frac{450 + 12 \times \frac{1}{3}}{480} = 749,200円$
- 3)  $792,100円 \times \frac{480}{480} = 792,100円$

《問3》 MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「老齢基礎年金を受給するためには、原則として25年の受給資格期間を満たす必要があります。平成21年8月7日時点において、Aさんは老齢基礎年金の受給資格期間の要件を満たしていません」
- 2) 「老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人は、60歳から65歳になるまでの間に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合は、一生涯減額された年金額を受け取ることになります」
- 3) 「ねんきん定期便によれば、Aさんの付加保険料納付月数は0月です。老後の年金収入を増やす方法として、付加保険料の納付を検討してください」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（42歳）は、妻Bさん（39歳）と長男Cさん（6歳）の3人家族である。Aさんは、平成22年2月に地元金融機関の住宅ローン（団体信用生命保険加入）を利用して戸建てのマイホームを購入した。

Aさんは、今回のマイホーム購入を機に、生命保険の見直しを考えており、現在、職場に来ている生命保険会社の担当者から契約転換制度を活用した保障内容の見直しの提案を受けている。そこで、Aさんは、その提案内容について、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

なお、Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

Aさん : 平成21年分の給与収入の金額は800万円（給与所得控除前）である。

妻Bさん : パートタイマーとして月8万円程度の給与収入を得ている。

長男Cさん : 小学1年生

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんはまず、下記<条件>を利用し、現時点でAさんが死亡した場合の必要保障額を計算した。現時点でAさんが死亡した場合の必要保障額は、次のうちどれか。

<条件>

現在の毎月の日常生活費は30万円であり、Aさん死亡後から長男Cさんが独立するまで（16年間）の生活費は、現在の日常生活費の70%とし、長男Cさん独立後の期間における妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費の50%とする。

長男Cさん独立時の妻Bさんの年齢における平均余命は、33年とする。

子どもの教育資金および結婚援助資金の総額は、1,000万円とする。

Aさんの葬儀費用は、300万円とする。

緊急予備資金は、200万円とする。

死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額は、500万円とする。

妻Bさんが受け取る公的年金等の総額は、5,300万円とする。

Aさん死亡後、妻Bさんが得るパート収入の総額は2,000万円とし、必要保障額の計算に際し、収入金額として考慮するものとする。

- 1) 3,172万円
- 2) 3,672万円
- 3) 4,172万円

《問5》 下記<資料>は、Aさんが、生命保険会社の担当者から提案を受けた転換契約に関する設計書の一部である。MさんがAさんに説明した下記<資料>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 転換後契約の保険料が現在の契約と同水準である要因は、終身保険の保険金額が500万円から100万円に下がっていることや転換後契約の予定利率が現在の契約の予定利率を引き継ぐこと等が挙げられる。
- 2) 転換後契約の死亡保険金額を<資料>の設計書のとおり3,500万円とし、転換価格(下取部分)を定期保険特約等ではなく、終身保険に充当した場合、通常、毎回の保険料は<資料>の設計書の金額(20,800円)に比べて上がることになる。
- 3) 転換後契約は死亡保障が5,000万円から3,500万円に減少しているが、入院保障が増額されており、また、がんの再発の場合や生活習慣病で所定の状態になった場合に一時金が受け取れるなど、Aさん自身のための保障(生前給付保障)が充実している。

<資料>

	現在のご契約(平成10年5月1日契約)	ご提案の契約内容(転換後契約)
保険種類	5年ごと利差配当付終身保険	5年ごと利差配当付終身保険
毎回の保険料(月掛・口座振替)	20,500円	20,800円

#### 入院・手術などの保障

入院初期の一時金			20,000円		
入院保障	病気	5～124日目まで	5,000円	1～120日目まで	10,000円
	ケガ	5～124日目まで	5,000円	1～120日目まで	10,000円
	生活習慣病	心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患		心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患 腎疾患・肝疾患	
		5～124日目まで	10,000円	1～120日目まで	20,000円
	がん	5～124日目まで	10,000円	1～120日目まで	20,000円
手術保障	所定の88種類の手術		20～5万円		40～10万円
	上記以外の所定の手術				5万円
先進医療の保障				先進医療の技術に係る費用と同額	

#### 重い病気になったときの保障

がん	初回診断時		200万円		200万円
	再発診断時(最高3回)				200万円
生活習慣病で所定の状態のとき		急性心筋梗塞・脳卒中	200万円	急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病	200万円
				重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変	
介護状態のとき				要介護4以上のとき	年額100万円×10回

#### 家族を守る保障

死亡時のお受取総額	45歳まで	5,000万円	52歳まで	3,500万円
終身保険		500万円		100万円
定期保険特約等 (うち転換部分)		4,500万円		3,400万円 (1,000万円)

《問6》 Mさんは最後に，Aさんに対して，生命保険の見直しについてアドバイスをした。MさんのAさんに対するアドバイスとして，次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「先進医療に係る技術料は高額となるケースが多く，全額自己負担となります。そのため，先進医療に係る費用を保障する特約の付加を検討してください」
- 2) 「手術の種類に応じた給付金額だけでなく，給付金の支払対象外となる手術種類等，手術給付金の保障範囲もしっかり確認する必要があります」
- 3) 「Aさんは公的介護保険の第2号被保険者であるため，介護の原因を問わず，要介護認定を受けると，介護サービスが受けられます。そのため，民間の保険会社で介護の保障を準備する必要はありません」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、10年前からデザイン事務所を個人事業として営んできたが、平成22年9月に株式会社X社（以下、X社という）を設立する予定である。現在のデザイン事務所は、創業当初は経営状況も厳しかったが、最近になって事業も軌道に乗り、従業員も大幅に増えている。

生命保険会社に勤務するファイナンシャル・プランナーのMさんは、Aさんから、「X社の設立や業況拡大に伴い、将来、自分が勇退した場合の退職金準備や従業員の退職金準備について教えてほしい」との相談を受けた。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Mさんは、Aさんに対して、役員退職金の準備等に関するアドバイスをした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「将来、X社がAさんに支給する役員退職金について、不相当に高額な部分と判断された金額は損金の額に算入することができません」
- 2) 「将来、X社がAさんに支給する役員退職金について、その支給根拠を明確にするために『役員退職金規程』を整える必要があります」
- 3) 「通常、功績倍率を用いた役員退職金は、『最終給与月額×役員在任期間×功績倍率』の計算式により算出されます。当該計算式における功績倍率は、職種や企業規模等の個別事情によりさまざまですが、社長であれば50倍程度が一般的です」

《問8》 将来、X社が、勇退するAさんに対して、役員退職金2,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る退職金に係る退職所得の金額は、次のうちどれか。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）は、15年とする。

- 1)  $(2,000\text{万円} - 15\text{年} \times 70\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 475\text{万円}$
- 2)  $(2,000\text{万円} - 800\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 600\text{万円}$
- 3)  $(2,000\text{万円} - 15\text{年} \times 40\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 700\text{万円}$

《問9》 X社（Aさん）は、従業員の退職金準備を目的とする下記＜資料＞の福利厚生プランへの加入を検討している。下記＜資料＞の生命保険の第1回保険料払込時の経理処理（仕訳）として適切なものは、次のうちどれか。

＜資料＞ X社（Aさん）が加入を検討している福利厚生プランの内容

保険の種類		養老保険
契約者（＝保険料負担者）		X社
被保険者		全従業員
保険金受取人	満期	X社
	死亡	被保険者の遺族
保険期間（保険料払込）満了年齢		60歳
保険金額（1人当たり）		500万円
合計保険料（年払）		400万円

1)

借 方		貸 方	
保険料積立金	200万円	現金・預金	400万円
福利厚生費	200万円		

2)

借 方		貸 方	
福利厚生費	400万円	現金・預金	400万円

3)

借 方		貸 方	
現金・預金	400万円	保険料積立金	400万円



《問10》 所得税の計算等に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句等の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

) 各種所得金額の計算において、(            ), 事業所得, 山林所得, 譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 (一部対象とならないものがある) があるときは, 一定の順序に従って他の所得金額から控除することができる。

) Aさんは, 所定の要件を満たすことで, 青色申告特別控除として最高65万円の控除を受けることができる。ただし, 確定申告書を申告期限後に提出した場合, 青色申告特別控除の額は, 最高(            )万円となる。

) Aさんが, Aさん自身や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合, Aさんは医療費控除の適用を受けることができる。ただし, 平成21年中に支払った医療費の総額が(            )万円以下であれば, 医療費控除額が算出されないため, 医療費控除の適用を受けることはできない。

- 1)      不動産所得                      10                      10
- 2)      雑所得                              55                      20
- 3)      不動産所得                      55                      10

《問11》 Aさんの平成21年分の所得税における生命保険料控除の控除額は, 次のうちどれか。

- 1) 50,000円
- 2) 96,500円
- 3) 99,000円

資料 所得税の生命保険料控除の控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
2万5,000円以下	支払金額
2万5,000円超5万円以下	支払金額 $\times \frac{1}{2}$ + 1万2,500円
5万円超10万円以下	支払金額 $\times \frac{1}{4}$ + 2万5,000円
10万円超	5万円

《問12》 Aさんの平成21年分の総所得金額は, 次のうちどれか。

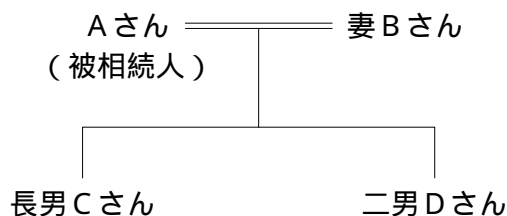
- 1) 850万円
- 2) 900万円
- 3) 950万円

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（70歳）は、平成22年5月10日に病気により死亡した。Aさんの親族関係図は、以下のとおりである。なお、妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、いずれもAさんの遺産を相続により取得している。

< Aさんの親族関係図 >



上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんは、下記<資料>のように、生前に2人の子へ財産を贈与している。Aさんに係る相続税において各相続人の相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額の合計額は、次のうちどれか。

<資料>

平成17年12月、長男Cさんに対して、自動車購入資金として現金400万円を贈与している。長男Cさんは、この贈与について贈与税において暦年課税の適用を受けている。

平成18年9月、二男Dさんに対して、住宅取得資金として現金2,000万円を贈与している。二男Dさんは、この贈与について贈与税において相続時精算課税の特例の適用を受けている。

- 1) 400万円
- 2) 2,000万円
- 3) 2,400万円

《問14》 下記<資料>のように、各相続人は死亡保険金を受け取った。このうち、Aさんの相続に係る課税価格に算入される金額の合計額は、次のうちどれか。

<資料> 相続人が受け取った死亡保険金

保険の種類	死亡保険金額	契約者 (=保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
終身保険	5,000万円	Aさん	Aさん	妻Bさん
終身保険	3,000万円	長男Cさん	Aさん	長男Cさん
養老保険	1,000万円	Aさん	Aさん	二男Dさん

- 1) 4,500万円
- 2) 5,000万円
- 3) 7,500万円

《問15》 Aさんの相続に係る課税遺産総額(「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」)を2億円と仮定した場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 1,600万円
- 2) 3,900万円
- 3) 6,300万円

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 10,000万円以下	30%	700万円
10,000万円超 30,000万円以下	40%	1,700万円
30,000万円超	50%	4,700万円

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）